

公益社団法人調布市体育協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://chofucity-sports.or.jp/>

原則	自己説明項目	自己説明
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	公益法人制度改革の根拠となる関連法等のガイドラインに沿い、効率的な運営を基本とし経営管理に務めている。
	(2) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	東京都、調布市の指導のもと、安全・安心を基本として事業運営に務めている。
	(3) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	定款に基づき理事・監事を選任し、代表理事、業務執行理事を中心に事業運営、予算執行を適切に行っている。
原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	毎年度、基本方針及び重点目標を策定し、理事会、総会承認後にホームページ等で公表している。また、中長期計画の策定・公表も行っている。
原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	倫理に関する基本規定のもと、事業執行の公正性、透明性を定めている。 上部団体及び関係団体等が実施するコンプライアンス研修への参加、配布資料、配信映像等を理事会、委員会等で適時配布・確認を行っている。 職員等は、コンプライアンスに関する内容の他、情報セキュリティ研修などの実施も行っている。
	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	調布市スポーツ指導員、競技団体指導員に対し、「スポーツ指導の現場における暴力等の不適切行為について」「グットコーチングセミナー」など、弁護士、大学教授を招き実施している。

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	公益法人会計に関する多くの研修会に参加し、常に情報収集を行い、関連法令・ガイドラインに基づく会計処理を行っている。これまで東京都、調布市の定期監査においても優良な評価をいただいている。
	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	国庫補助金の利用はありませんが、調布市、東京都体育協会の諸規定に基づき、事業運営・予算執行を行っている。
	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	調布市体育協会文書取扱規程、事案決裁規程、会計処理規則において、内容、金額に応じた保存期間、決裁権者の範囲、会計処理の基本を定め、財務内容の透明化、事業の効率化を図っている。
原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか	情報管理に基づく各規定に基づき、事業計画・予算、事業報告・決算、役員名簿、会議録等の情報を適時ホームページで公開している。
	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	組織運営に係る、団体概要、役員名簿、会議録、賛助寄附金等の情報を適時ホームページで公開している。
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	原則8利益相反を適切に管理すべきである。	役員選任、事業運営や施設管理の業務委託先は、理事会、総会の承認事項としている。
	原則 11 選手 指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構による仲裁の受入れについて、理事会決議後に公益財団法人東京都体育協会を通じて登録する。
	原則 12 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	調布市と連携し、各種マニュアルの整備、避難時の訓練等を実施している。不祥事等への対応については、担当理事(弁護士)指導のもと調査体制を構築する。